

1. 件名：福島第一原子力発電所における環境線量低減対策に係る面談
2. 日時：令和2年12月22日（火）10：00～12：00
3. 場所：原子力規制庁18階会議室
4. 出席者：
原子力規制庁
原子力規制部
東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
澁谷企画調査官、高松専門職、横山係長、長崎技術参与
東京電力ホールディングス株式会社（テレビ会議システムによる出席）
福島第一廃炉推進カンパニー 担当5名
5. 要旨：
 - 東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）より、福島第一原子力発電所（以下「1F」という。）における環境線量低減対策について、資料に基づき主に以下の報告があった。
 - タービン建屋東側における地下水濃度について
 - ✓ 降雨の影響により一時的な変動があるものの、横ばい傾向であること。
 - 原子炉建屋からの追加的放出量の評価結果について
 - ✓ 放出による被ばく線量は、年間 $0.07\mu\text{Sv}$ 未満であり、年間 $30\mu\text{Sv}$ と比べ十分小さく、先月の結果と比較しても大きな変化がないこと。
 - γ 線核種の分析について
 - ✓ 1Fで用いている核種分析装置における放射能濃度算出方法の概要。
 - 東京電力より3号タービン屋上部雨水対策工事における顔面汚染事象（令和2年8月13日発生）に対する報告について、口頭で以下の説明があった。
 - 本事象の再発防止対策として、11月までに「放射線基本マニュアル」及び「放射線管理仕様書」に再発防止とする事項の反映を終え、職員へ通知するとともに、その再発防止に向けた教育も実施した。
 - 要領書については、再発防止に関する追加事項として、施行フロー図における注意喚起等の記載を検討しているところ。
 - 原子力規制庁は、東京電力に対して上記内容を確認し、3号タービン屋上部雨水対策工事における顔面汚染の報告について、以下のコメントを行った。
 - 現場作業者が作業進捗や作業環境の変化などにより作業内容や保護衣・保護具の変更が急遽必要と感じた場合において、迅速かつ円滑に東京電力と見直しの相談が行えるよう、日頃よりコミュニケーションを図ることができる環境作りを求めた。
6. その他
資料：
 - 環境線量低減対策スケジュール
 - タービン建屋東側における地下水及び海水中の放射性物質濃度の状況について

- 1～4号機原子炉建屋からの追加的放出量の評価結果（2020年11月）
- 別紙 1～4号機原子炉建屋からの追加的放出量評価結果 2020年11月
評価分（詳細データ）
- γ 線放出核種の分析について（概要）

以上